

仕 様 書

1. 件 名 検定満期量水器等修理(バーター単価契約)

2. 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 納入場所

事業所名 交野市水道局 私市ポンプ場

所在地 交野市私市2丁目24番1号

受け渡し 修理量水器を先渡し、取替済量水器を後日引き取り

当初の先渡しとして、口径13～20mmについては予定数量の三分の一程度を、4月15日までに先渡しとする

4. 品 質

メーターは次に掲げる関連法規を遵守し、日本工業規格(JIS)及び関係諸規格に適合したものとする。

(1)計量法(平成4年5月20日法律第51号)及び特定計量器検定検査規則(平成5年10月26日通商産業省令第70号)

(2)水道法施行令(昭和32年12月12日政令第336号)に定める厚生労働省令(「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成9年3月19日省令第14号))

(3)日本工業規格及びその引用規格(最新版を適用する。)

JIS B 8570-1(水道メーター及び温水メーター 第1部:一般仕様)

JIS B 8570-2(水道メーター及び温水メーター 第2部:取引又は証明用)

(4)その他関連する法令等

5. 承 認

メーター及び付属品は、局の承認を受けなければならない。新規に承認をうけようとするものは、局が指示する書類、図面、サンプル品等を提出し、承認を受けること。また、既に承認を受けたメーター及び付属品の構造、材料、部品等を変更する場合も局の承認を受けなければならない。

6. 品 名

①乾式直読式

φ13mm

φ20mm

φ25mm

φ40mm

②電子式たて型ウォルトマン

- φ 40mm(電子式)
- φ 50mm(電子式、伸縮管付)
- φ 75mm(電子式、伸縮管付)
- φ 100mm(電子式、伸縮管付)

7.仕 様

- ①色指定 日本塗料工業会色票番号A 2 5－7 5 C アイボリー
- ②パッキン付 2枚(NBR3mm 黒)
- ③フタ、ヘッド部及びボディー部に市マーク及び局の指定する通し番号を打刻
- ④フタ裏に検定期限シール又は、印字
- ⑤納入箱は通函
- ⑥φ40 mm (電子式)以上の大型については、ステンレスボルト、ナット及び座金付
- ⑦φ40 mm (電子式)以上の大型については、本体及びカウンター込みとする。
- ⑧フタについては、自社プラスチック製を使用すること。

8.納入品の品質保証

- (ア) 納入時毎に検査成績書を提出すること。
- (イ) 検定有効期間内で故障が生じ、製造者に責任がある場合は無償で交換すること。

9.修理予定数量

別紙のとおり

なお、修理予定数量については、あくまでも予定の数量であり、別紙の量水器修理予定の数量を保証するものではなく、発注数量の変動や、予定数量が少ないものについては、発注されない可能性もあることから、単価についてはそれらを勘案のうえ決定すること。